

令和元年度 事務事業評価(平成30年度実施事業事後評価)シート / 令和2年度 実施計画調書 (新規 拡充 縮小 休止・廃止 現状維持)

1 事務事業の基本情報										整理番号	024
事務事業名 介護保険利用料金等助成事業費										補助区分	<input type="checkbox"/> 国補 <input type="checkbox"/> 県補 <input checked="" type="checkbox"/> 市単
位置付けられている計画等										根拠法令及び市条例等	<input type="checkbox"/> 国の定める法律 (名称:) <input type="checkbox"/> 国・県からの通達等 (名称:) <input checked="" type="checkbox"/> 市の条例・要綱・規則等 (名称: 常総市介護保険利用者負担額助成要項)
担当部 保健福祉部 担当課 幸せ長寿課 担当係 管理 係										予算科目	区分 一般会計
最終期 <input type="checkbox"/> 決まっている (年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 決まっていない										款	03
										項	01
										目	04
										事業	04

2 事務事業の目的 当該事業を実施することで、①「望ましい状態」とはどのような状態か? → ②一方で、「現状や課題」はどうか? → ③そのためには何をすべきか? という過程で考えていただいても結構です。

現状課題	在宅の介護サービス利用者において、居宅サービス等に係る利用者負担額の一部を助成し、在宅生活の継続を支援することを目的とする。	誰・何を対象に	介護サービス利用者のうち、非課税世帯の居宅介護(予防)サービス利用者及び訪問看護(予防)サービスを利用する医療保険マル福該当者	望ましい状態	在宅において、助成対象者が適切な介護サービスを利用することにより、要介護度を維持するとともに在宅生活を継続できることが望ましい。
どのような方法・手順で		どのよう	①高齢福祉年金受給者、国保税減免者、境界層:居宅介護(予防)サービス利用料の5割を助成。②非課税世帯:居宅介護(予防)サービス利用料の3割を助成。③マル福該当者:訪問看護(予防)サービス利用料の3割を助成 ※助成対象者には、担当ケアマネージャーに連絡し、申請書を提出してもらう。		

3 事務事業の主たる成果指標 数値目標(定量)の設定が困難な場合は、文言目標(定性)でも結構です。なお、指標名・目標値とも設定が困難な事業は空欄でも結構ですが、この場合、設定できない理由を分かりやすく・具体的に記入してください。

指標名	非課税世帯の利用者費用額/課税世帯の利用者費用額(8月比較)	単位	%	目標値	100程度	目標年次	2019年度	指標及び目標値設定の考え方(又は指標・目標値を設定できない場合の理由)	課税世帯・非課税世帯の利用者に対して一人当たり居宅介護(予防)サービスを利用した費用額を求め、非課税世帯でも同程度利用していることを確認する。
-----	--------------------------------	----	---	-----	-------	------	--------	-------------------------------------	---

4 事務事業の実績 当該事業の予算を使って、『どのような業務をどの程度実施したか。』を記入してください。なお、業務が12個以上ある場合、代表的なものを最大12個記入してください。

年度	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	業務名	活動量	目標値に対する実績値	%	業務名	活動量	目標値に対する実績値	%	業務名	活動量	目標値に対する実績値	%
事務事業を構成する主な業務	① 2号被保険者、訪問看護利用者のうち対象となる者を調査	12回			① 2号被保険者、訪問看護利用者のうち対象となる者を調査	12回			① 2号被保険者、訪問看護利用者のうち対象となる者を調査	12回		
	② 偶数月に助成対象者を抽出	6回			② 偶数月に助成対象者を抽出	6回			② 偶数月に助成対象者を抽出	6回		
	③ 助成対象者のうち新規該当者へ申請書を送付	約45件/回			③ 助成対象者のうち新規該当者へ申請書を送付	約50件/回			③ 助成対象者のうち新規該当者へ申請書を送付	65件/回		
	④ 介護保険システムに申請情報を入力	約45件/回			④ 介護保険システムに申請情報を入力	約50件/回			④ 介護保険システムに申請情報を入力	65件/回		
	⑤ 支給決定データの作成	約950件/回			⑤ 支給決定データの作成	約1,000件/回			⑤ 支給決定データの作成	1042件/回		
	⑥ 支給決定通知書の印刷・発送	約950件/回			⑥ 支給決定通知書の印刷・発送	約1,000件/回			⑥ 支給決定通知書の印刷・発送	1042件/回		
	⑦ 年度当初の対象者の抽出・決定	659名			⑦ 年度当初の対象者の抽出・決定	740名			⑦ 年度当初の対象者の抽出・決定	789名		
	⑧				⑧				⑧ 別添のとおり事業内容を見直した案を作成し、運営協議会や広報等で意見を求め、平成31年4月に要項を改正する(公布8月予定)			
	⑨				⑨				⑨			
	⑩				⑩				⑩			
	⑪				⑪				⑪			
	⑫				⑫				⑫			
決算額	計 14,241,442 円	内訳	特定財源		計 17,690,129 円	内訳	特定財源		計 19,193,871 円	内訳	特定財源	
	(住民一人あたりの行政コスト)		一般財源	14,241,442 円	(住民一人あたりの行政コスト)		一般財源	17,690,129 円	(住民一人あたりの行政コスト)		一般財源	19,193,871 円
				234 円				293 円				320 円

5 担当者評価 実施したことによる成果や問題点を記入してください。

成果	目標以上	成果内容	非課税世帯の在宅サービスの一人当たりの費用額が、すでに課税世帯の一人当たりの費用額を上回る状況である。
問題点			介護保険制度の持続可能性の確保のため、平成27年度より2割負担の導入や補給給付の要件見直しがあり、平成29年度より高額介護サービス費の上限額が変更になり、さらに平成30年8月より2割負担者のうち特に所得の高い層に3割負担が導入される。このように介護保険制度の持続可能性のため、所得により利用者の応能負担を求めているところであり、非課税世帯の利用者への優遇により、課税世帯の利用者の利用状況とのかい離も見え始めている。また、平成12年の介護保険制度開始当初からの事業であるが、福祉制度からの転換期に国が3年間の時限措置で公費扶助を実施したが、助成事業はその後も継続していた。しかし、福祉施策時分の利用者もいなくなり、今後75歳以上の被保険者が増加することから、非課税世帯や所得水準も低下し、この制度における給付実績が大きく伸びている現状から、助成事業の維持は難しいと考える。

6 担当部長及び担当課長評価 担当部長・課長で協議のうえ、評価してください。

事務事業の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現行どおり <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
評価理由	本事業は、在宅介護サービス利用者における、在宅生活の継続を支援することを目的とし、平成12年の介護保険開始当初から実施している事業である。近年の介護保険制度の改正による、非課税世帯と課税世帯との負担の乖離及び高齢化による非課税世帯の増加に伴い、助成実績が大きく伸びてきている。このようなことから、対象サービス・対象者要件等の事業内容の見直しを進める必要がある。

7 実施計画 今後3年間の事業内容について、どのようなことをどの程度実施していくつもりなのか、具体的に記入してください。なお、予算額の「歳出の計」と「歳入の計」は一致させてください。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業内容	<p>利用料事業の事業内容変更について広報紙等により市民に周知する。【令和元年度11月までの事務処理】</p> <p>①令和元年度7月サービス分までは、従来の助成事業として処理する。</p> <p>②2号被保険者、訪問看護利用者のうち対象となる者を調査する。</p> <p>③偶数月に助成対象者を抽出する。</p> <p>④介護保険システムに申請情報を入力する。</p> <p>⑤支給決定データを作成する。</p> <p>⑥支給決定通知書を発送する。</p> <p>【令和元年度12月からの事務処理】</p> <p>①広報等により、令和元年度8月以降のサービス分から事業内容が変更になる旨をお知らせする。</p> <p>②これまでの対象者及びその他非課税世帯の方に対して通知し、申請書の提出を求める。</p> <p>③申請書に基づき、対象者の要件を確認する。</p> <p>④対象者一覧を作成する。</p> <p>⑤令和2年3月に決定通知書を発送する。</p> <p>⑥令和元年度8月サービス分以降の利用実績に基づき、高額介護サービス費を除く自己負担額に対して助成額を決定する。</p> <p>⑦支給決定通知書を発送する。</p>	<p>【令和元年度8月サービス～令和2年度7月サービス分の処理:4月～10月】</p> <p>①窓口で事業の概要を説明し、申請書の提出を求める(新規のみ:随時)。</p> <p>②申請書に基づき、対象者の要件を確認する(新規のみ:随時)。</p> <p>③随時決定通知書を発送する(新規のみ:随時)。</p> <p>④令和元年度8月サービス分以降の利用実績に基づき、高額介護サービス費を除く自己負担額に対して助成額を決定する。</p> <p>※新規の場合は、申請月のサービス分以降の利用実績とする。</p> <p>⑤支給決定通知書を発送する。</p> <p>【令和2年度8月サービス～令和3年度7月サービス分の処理:9月～3月】</p> <p>①広報等により、令和元年度8月以降のサービス分から事業内容が変更になった旨をお知らせする。</p> <p>②これまでの対象者に対して通知し、申請書の提出を求める。</p> <p>③申請書に基づき、対象者の要件を確認する。</p> <p>④対象者一覧を作成する。</p> <p>⑤令和2年12月に決定通知書を発送する。</p> <p>⑥令和2年度8月サービス分以降の利用実績に基づき、高額介護サービス費を除く自己負担額に対して助成額を決定する。</p> <p>⑦支給決定通知書を発送する。</p> <p>※茨城計算センターとシステム化を協議する</p>	<p>【令和2年度8月サービス～令和3年度7月サービス分の処理:4月～10月】</p> <p>①窓口で事業の概要を説明し、申請書の提出を求める(新規のみ:随時)。</p> <p>②申請書に基づき、対象者の要件を確認する(新規のみ:随時)。</p> <p>③随時決定通知書を発送する(新規のみ:随時)。</p> <p>④令和元年度8月サービス分以降の利用実績に基づき、高額介護サービス費を除く自己負担額に対して助成額を決定する。</p> <p>※新規の場合は、申請月のサービス分以降の利用実績とする。</p> <p>⑤支給決定通知書を発送する。</p> <p>【令和3年度8月サービス～令和4年度7月サービス分の処理:9月～3月】</p> <p>①広報等により、令和元年度8月以降のサービス分から事業内容が変更になった旨をお知らせする。</p> <p>②これまでの対象者に対して通知し、申請書の提出を求める。</p> <p>③申請書に基づき、対象者の要件を確認する。</p> <p>④対象者一覧を作成する。</p> <p>⑤令和3年12月に決定通知書を発送する。</p> <p>⑥令和3年度8月サービス分以降の利用実績に基づき、高額介護サービス費を除く自己負担額に対して助成額を決定する。</p> <p>⑦支給決定通知書を発送する。</p> <p>※茨城計算センターとシステム化を協議する</p>
成果指標	指標名 非課税世帯の利用者費用額/課税世帯の利用者費用額(8月比較)	単位 %	目標値 100
予算額	歳出	計	14,500 千円
		特定財源	
	歳入	一般財源	14,500 千円
		計	14,500 千円
予算額	歳出	計	10,000 千円
		特定財源	
	歳入	一般財源	10,000 千円
		計	10,000 千円
予算額	歳出	計	14,500 千円
		特定財源	
	歳入	一般財源	14,500 千円
		計	14,500 千円

8 財務アドバイザーの見解

『常総市財政健全化計画』では、2017～2019年度までの3年間で約20億円の財源不足が生じる可能性が指摘されている。この厳しい財政状況を鑑み、本事務事業は2020年度の当初予算の要求において、その一般財源金額については費用対効果が最も高いことが期待される2019年度の一般財源予算額の内、当該金額の枠内で最大の効果を発揮する、市民目線の筋肉質な事務事業の計画と実行を期待する。

9 行政改革懇談会(市民)の意見

担当部長及び担当課長評価のとおりでよい。今後サービス利用者がますます増加すると思われるが、長く継続している事業でありサービス内容が現状に合ったものが疑問である。事業内容の見直しについて考える時期ではないか。

10 最終評価(行政改革推進本部) 事務事業の方向性 拡充 現行どおり 縮小 休止・廃止

評価理由 本事業は、平成12年の介護保険開始当初から実施している事業である。令和元年度には、消費税増額に伴い経済弱者救済の介護保険料の軽減がなされていることを踏まえ、さらには利用者負担として徴収している介護保険料や被保険者の応益負担の平等性を鑑み、対象サービス・対象者要件等の事業内容の見直しを進める必要がある。

11 事務事業の改善理由及び改善部分 実施計画のみ作成する場合の拡充・縮小・休止・廃止部分はこの欄に記入してください。

事業内容 介護保険制度の利用に係る公平性及び持続可能性の確保のため、利用料助成の制度を改正したところである。8月以降のサービス利用分において、新しい制度に基づき対象者が決定される。この新たな利用料助成の申請においては、申請者毎に資産要件や所得の状況を確認する必要があるため、受付担当者の負担が大きくなることが想定される。これらの受付作業については、来年度以降にシステムを改修又は構築することによる負担軽減が必要となる。